

改正養蜂振興法が25年1月から施行されています

趣味でセイヨウミツバチを飼育する場合でも、飼育届の提出が必要となりました。

ミツバチの飼育者は、毎年、1月中に「蜜蜂飼育届」を、住所地の都道府県に提出してください。(手数料はかかりません。)

ミツバチの適切な管理をお願いします。
ミツバチの飼育を止めるときも、放置せず、適切な処置をお願いします。

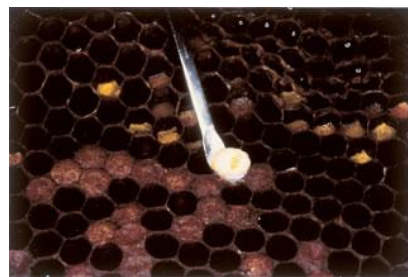
- ・ミツバチ飼育にあたっては適切な衛生管理をお願いします。
- ・ミツバチに異常がある場合は、最寄の家畜保健衛生所に相談してください。

腐蛆病(ふそびょう)には特に注意してください！

腐蛆病は、蜜蜂の伝染病で、蜜蜂の疾病の中で最も大きな被害をもたらします。黒ずんで内側に陥没した有蓋巣房(アメリカ腐蛆病)や、酸臭や醜酵臭(ヨーロッパ腐蛆病)があった場合は要注意です。



アメリカ腐蛆病



ヨーロッパ腐蛆病

窓口	担当係	電話
(届出) 栃木県農政部畜産振興課	生産流通担当	028-623-2347
(衛生管理) 栃木県県央家畜保健衛生所	防疫課	028-689-1200 (宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、矢板市、さくら市、上三川町、芳賀町、益子町、市貝町、茂木町、塩谷町、高根沢町)
栃木県県南家畜保健衛生所	防疫課	0282-27-3611 (足利市、佐野市、栃木市、小山市、下野市、壬生町、岩舟町、野木町)
栃木県県北家畜保健衛生所	防疫課	0287-36-0314 (大田原市、那須塩原市、那須烏山市、那須町、那珂川町)

